

電気用品安全法(PSE)適合証明書

下記製品は電気用品安全法(昭和三十六年十一月十六日法律第二百三十四号 最終改正:令和二年法律第四十九号、令和三年四月一日施行)第8条第一項、電気用品安全法施行令(昭和三十七年政令第三百二十四号)(改正:平成27年8月1日)、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第九に定める基準に適合していることを証明する。



製品名	リチウムイオン蓄電池
製品型番	4S 5000 25C 14.8V LiPO
輸入事業者名	株式会社ミレー商事 東京都江戸川区船堀三丁目15-7深江ビル2F
組電池定格	18.5V 5000mAh 18.5Wh
セル数	4
セル定格	3.7V 5000mAh、角形 145.0x42.0x7.6 mm
エネルギー密度	401Wh/L
適用法令	電気用品安全法施行令第一条別表第二 一 二 リチウムイオン蓄電池(単電池一個当たりの体積エネルギー密度が四〇〇ワット時毎リットル以上のものに限り、自動車用、原動機付自転車用、医療用機械器具用及び産業用機械器具用のものを除く。) 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について別表第九
作成日	2020年8月3日
判定者	行政書士 EIL 国際法務事務所 特定行政書士 大澤雄治 大阪府中央区大手通1-4-1



区分表

電気用品の区分 リチウムイオン蓄電池

電気用品名 リチウムイオン蓄電池

型式の区分		○印
要素	区分	
単電池の形状	(1) 円筒形のもの	
	(2) 角形のもの	○
	(3) その他のもの	
単電池の電解質の種類	(1) 液体状のもの	○
	(2) その他のもの	
単電池の上限充電電圧	(1) 4.25V以下のもの	○
	(2) 4.25Vを超えるもの	
組電池の質量	(1) 7kg以下のもの	○
	(2) 7kgを超えるもの	
電池ブロックの個数	(1) 1個のもの	
	(2) 2個以上のもの	○
過充電の保護機能	(1) 組電池で制御するもの	
	(2) 組電池搭載機器又は充電器で制御するもの	○
用途	(1) 携帯機器用のもの	○
	(2) 卓上機器用のもの	
	(3) その他のもの	
組電池の種類	(1) はんだ付けその他の接合方法により、容易に取り外すことができない状態で機械器具に固定して用いられるもの その他の特殊な構造のもの	○
	(2) その他のもの	